

平成 30 年度第 1 回岩手県森林審議会林地保全部会

日 時 : 平成 30 年 9 月 4 日 (火)
8 : 30 ~ 12 : 00 (現地確認)
13 : 30 ~ 17 : 00 (審議)

場 所 : 一関市役所
2 階 大会議室

審 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

10ha 未満の林地開発許可 (平成 30 年 1 月 30 日 ~ 平成 30 年 9 月 3 日) について

【資料 NO 1】

4 審議事項

(1) 一関市巖美町字上ノ台地内の工場・事業場の設置 (太陽光発電施設) に係る林地開発許可
について 【資料 NO 2】

(2) 一関市東山町松川字野平地内の土石の採掘 (石灰石の採取) に係る林地開発許可について

【資料 NO 3】

(3) 上閉伊郡大槌町吉里吉里第 8 地割地内の土石の採掘に係る林地開発許可について

【資料 NO 4】

5 閉 会

平成 30 年度第 1 回岩手県森林審議会林地保全部会出席者名簿

区 分	役 職 名	氏 名	摘 要
岩手県森林審議会 林地保全部会	部 会 長 委 員 委 員 委 員 委 員	佐藤 順一 川村 冬子 郷右近 勤 佐藤 理香 猪内 次郎	(欠席) (欠席)
事 務 局 岩手県農林水産部 森林保全課	林務担当技監 総括課長 技術主幹兼保全 ・ 治山林道担当課長 主任主査 主任主査 主 査 主 査 技 師 (静岡県派遣)	阿部 義樹 久慈 敏 田屋 了 佐々木 敏明 石亀 竜太 溝上 賢太郎 音喜多 陽子 栗島 遼	
県南広域振興局農政部 一関農林振興センター	技術主幹兼 森林保全課長 主任行政専門員	三宅 隆志 菊池 誠	
沿岸広域振興局農林部	特命課長	三宅 真佐子	(欠席)

【 報 告 事 項 】

10ha 未満の林地開発許可（平成 30 年 1 月 30 日～平成 30 年 9 月 3 日）

について

岩手県森林審議会林地保全部会

平成 30 年 9 月 4 日

森林審議会の意見聴取を要しない10ヘクタール未満の林地開発許可について

平成30年1月30日開催の森林審議会林地保全部会で「森林審議会の意見聴取を要しない10ヘクタール未満の林地開発許可実績」について報告しましたが、前回報告から平成30年9月3日までの許可実績は、工場、事業場の設置6件、21.0046ヘクタールとなっている。

10ヘクタール未満の林地開発許可一覧表

(平成30年1月30日から平成30年9月3日まで)

開発行為の目的	件数(件)	許可面積(ha)	摘要
工場、事業場の設置	6	21.0046	
合計	6	21.0046	

【 審 議 事 項 】

一関市巖美町字上ノ台地内の

工場・事業場の設置(太陽光発電施設)に係る林地開発許可について

岩手県森林審議会林地保全部会

平成 30 年 9 月 4 日

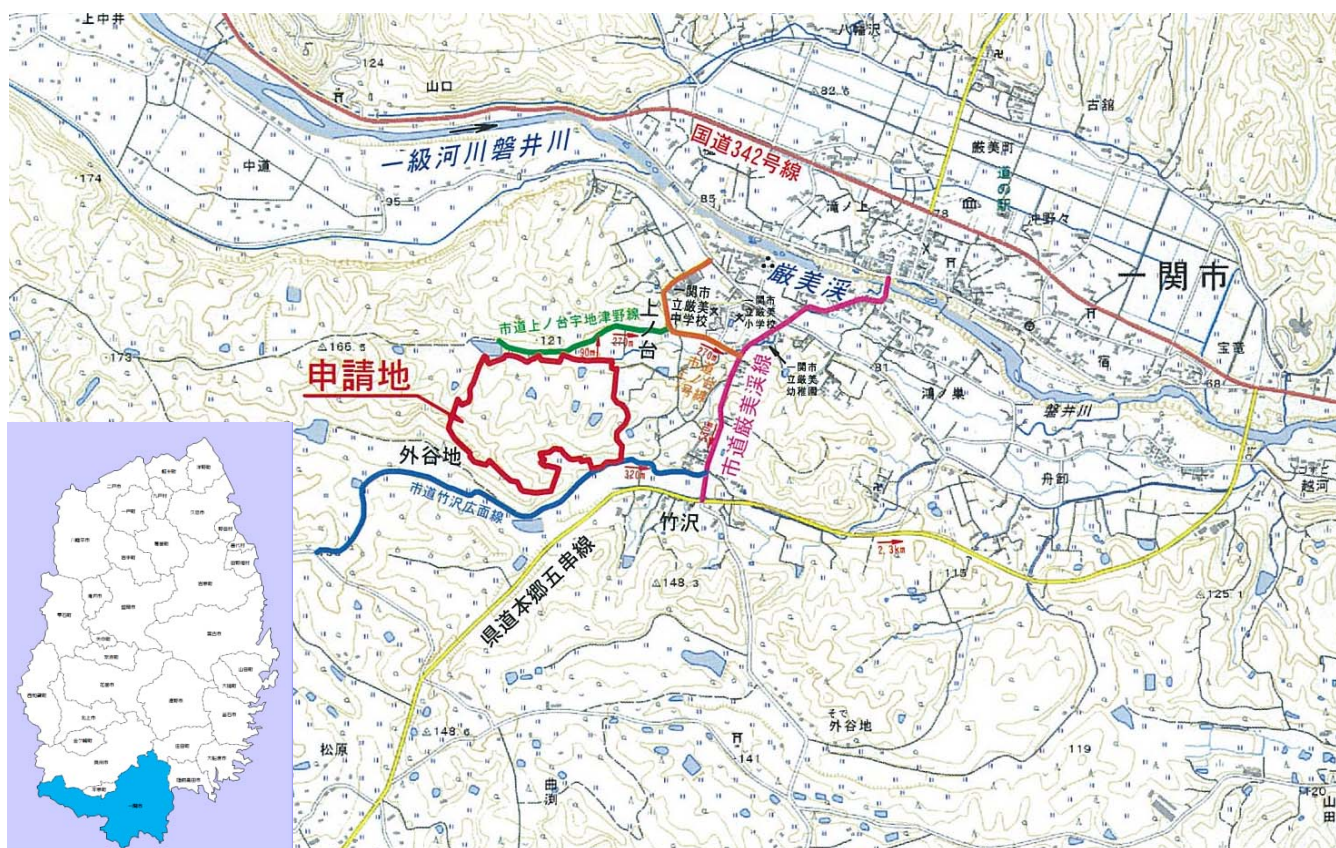
1 申請概要

申請者	住所氏名	兵庫県神戸市東灘区住吉南町一丁目3番7号 シン・エナジー株式会社
申請場所	一関市巖美町字上ノ台137番5 ほか27筆	
申請の目的	工場・事業場の設置（太陽光発電施設）	
計画期間	許可の日から平成31年9月30日	
申請面積	13.3655ヘクタール（事業区域面積 20.8273ヘクタール）	

2 申請地の状況

位置	一関市役所より西約8kmに位置
標高、傾斜	標高 102～154m、傾斜 7～30度
周辺の主な施設及び状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の北側で市道上ノ台字津野線と接しており、東に市道巖美溪線に合流。南側は市道竹沢広面線に接している。 ・事業区域の北東約380mに一関市立巖美小学校と中学校、560mに幼稚園がある。
周辺の自然・地物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・北東側約1kmの所に一級河川磐井川があり、『巖美溪』がある。 ・事業区域内に7箇所、近隣に3箇所のため池がある。 ・事業区域は水田地帯と森林地帯に囲まれている。
林況	申請地の林況は広葉樹（7～62年）25%、アカマツ（36～84年）42%、ヒノキ（22～26年）・スギ（35～64年）33%

位置図



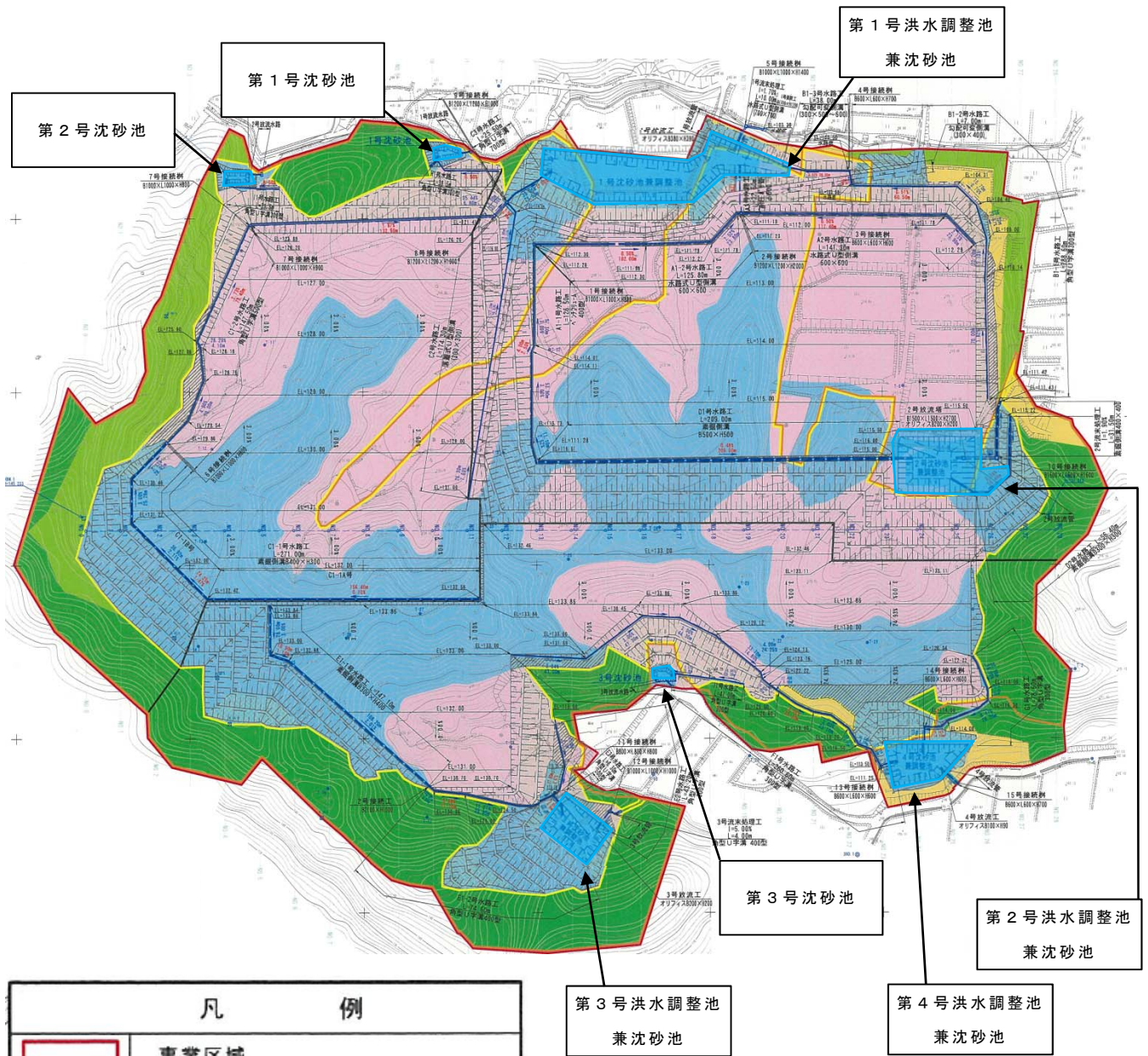
3 開発行為の概要


事業目的	太陽光発電施設(メガソーラー施設)の建設を目的として、工場・事業場の設置を行うもの				
開発面積等	単位：h a				
	事業区域 面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5条森林外)
		開発面積	残置面積	計	
	20.8273	13.3655	3.8791	17.2446	3.5827
主な工種	土工	切土 405 千m ³ 、盛土 406 千m ³ 、不足土 1 千m ³			
	排水施設工	U型溝 1,727m、ポリエチレン管 23m、ヒューム管 63m			
	防災施設工	洪水調整池兼沈砂池 4 基、沈砂池 3 基			

4 太陽光発電施設の概要

施設の出力	6.2MW (1MW=1000KW)
事業計画及び認可等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・発電した電力は、1KWh 当たり税抜 36 円で電気事業者(東北電力(株))に 20 年間売電するもの。 ・売電開始予定年月日：平成 31 年 11 月 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の認定 経済産業省認可 平成 26 年 3 月 25 日 東北電力(株)から系統連系承諾書を受領 平成 28 年 3 月 11 日 東北電力(株)と工事負担金契約を締結 平成 28 年 7 月 7 日 </div>

利用計画図



凡 例	
	事業区域
	開発行為をしようとする森林の区域
	開発行為に係る森林の区域
	工区界
	切 土
	盛 土
	造成森林 (開発)
	残置森林 (植栽)
	残置森林 (15年生以下)
	残置森林 (16年生以上)

5 開発計画及び審査結果

審査基準	許可基準	開発計画	結果
(1) 災害の 防止	【土工（切土・盛土）の安定】 1 切土 (1)勾配：高さ5m以下 1：0.8～1.0 高さ5～10m 1：1.0～1.2 （砂質土及び粘性土） (2)小段：高さ5mないし10m毎に水平巾1.0m以上の小段を設置すること。	切土勾配1：1.5～1.8 高さ5m毎に幅1.5mの小段を設置	○
	2 盛土 (1)勾配：盛土高が1.5mを超える場合には、原則として勾配が35度以下(1:1.4以上)であること。 (2)小段：原則として5m毎に幅1.0m以上の小段を設置すること。	盛土勾配1：1.8 高さ5m毎に幅1.5mの小段を設置	○
	3 法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講じること。	種子吹付による法面保護を行う	○
	【排水施設】 10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力	排水施設の全てについて、10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力を有する構造	○
	【流出土砂貯留施設】 開発地から流出する土砂の1.2倍以上の貯留能力	洪水調整池兼沈砂池及び沈砂池7基の全てについて、流出する土砂の1.2倍以上の土砂貯留能力を有する構造	○
(2) 水害の 防止	【洪水調整池】 30年確率で想定される洪水流量を超える貯留能力	洪水調整池兼沈砂池4基の全てについて、「必要調整容量<設置容量」となる貯留能力を有する構造	○
(3) 水の確保	【流出土砂貯留施設】 流水中の土砂を沈殿・堆積させ、上澄みのみを流下させるため、有効水深1.0m以上を確保	洪水調整池兼沈砂池4基の全てについて、有効水深1.0mを確保する構造	○
(4) 環境の保全	【残置森林または造成森林】 事業区域内における森林率おおむね25%以上	森林率 31.3% (>25%) 開発地の周辺に30m幅の残置森林、造成森林を配置	○
(5) 一般的 事項	【開発に係る権利の取得状況】 土地所有者の同意を得ていること。 （所有権、地上権、賃借権、抵当権等）	土地所有者と賃貸借契約を締結済。今後、すべての区域で地上権設定の予定。	○
	【資金計画】 資金の調達方法等	全体の事業費は1,709百万円を見込んでおり、オペレーティングリースにより賄う計画として、当該費用に係る関心表明書を受領している。なお、事業費のうち林地開発（土地造成）費用は、397百万円を見込んでいる。	○
	【残置森林等維持管理協定】 市町村長と協定を締結していること。	一関市と環境保全協定書を締結済。（残置森林等の維持管理についても条文中に含まれている。）	○
	【直接影響を受けるものと見込まれる者の同意等】 水利権、排水施設管理者、自治会等の同意	農業用水路管理者、行政区長、一関市、磐井川管理者、隣接地所有者の同意書を取得済み。農振地域除外済み。	○

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。また、申請者には異常気象時における当該林地開発行為に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じるよう申し述べ、了解されているもの。

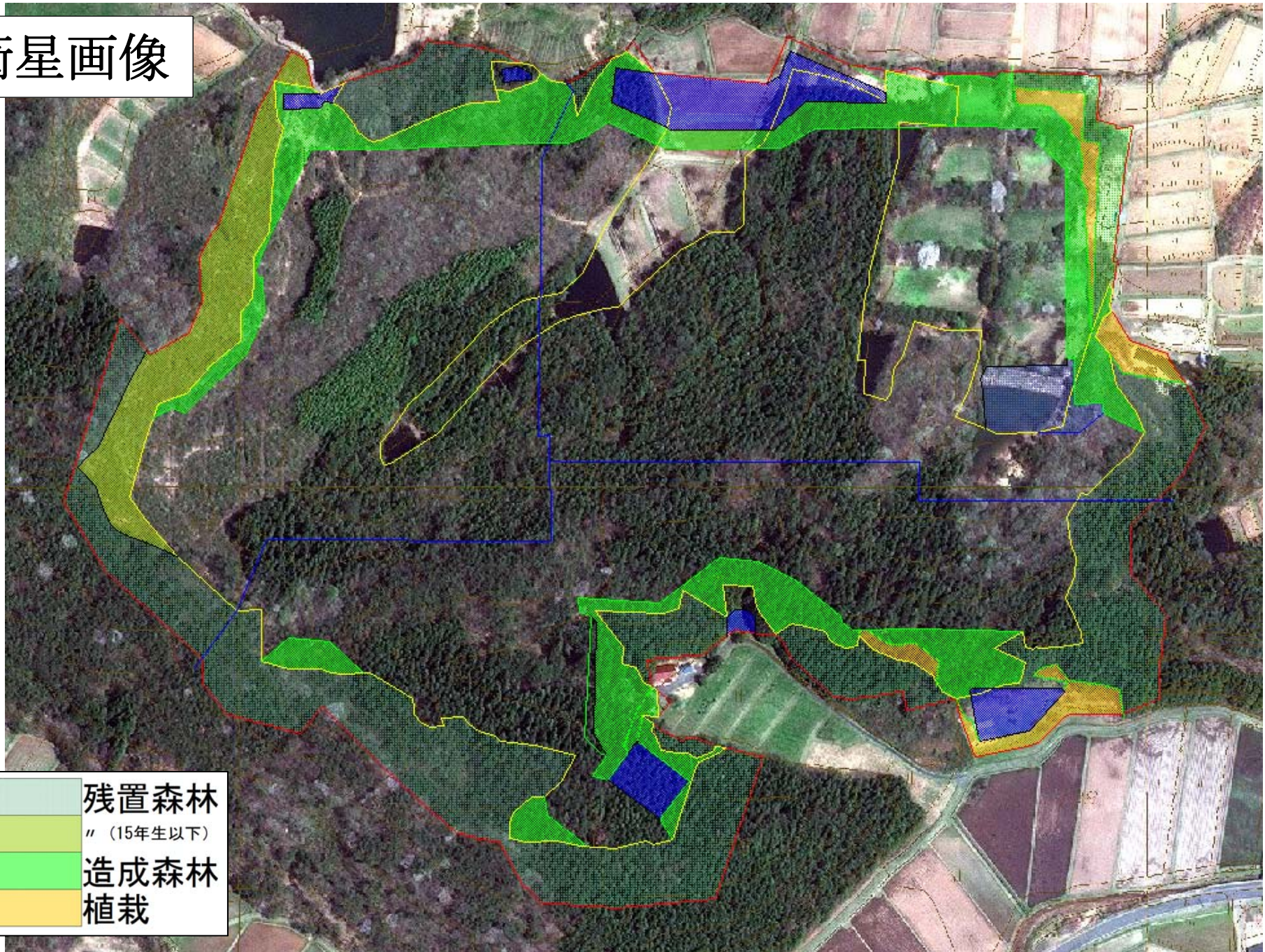
6 意見照会結果

意見照会先	開発規制法等	意見
一関市長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	該当なし。
	開発協定等との関連	該当なし。
	市町村における地域開発構想等との関連	一関市景観計画の届出が必要です。
	地域住民の意向との関連	該当なし。
	その他	工事中に遺物・遺構が発見された場合には、遺跡発見届の提出と市教育委員会（文化財課）との協議が必要です。
環境保全課	国土利用計画法	意見なし。 【参考事項】 一定規模以上の土地に関する権利について、対価の授受を伴う移転又は設定を行う場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要となります。（届出窓口は、一関市建設部都市整備課です。） 届出が必要な面積は、以下のとおりとなっています。 ・市街化区域：2,000 m ² ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000 m ² 以上 ・その他の区域：10,000 m ² 以上
県庁 自然保護課	自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例	特になし。 【参考事項】 ○岩手県自然環境保全指針 開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がDと評価されているので、事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮すること。 ○岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 開発予定地内に希少野生動植物が生息・生育している可能性があることから、十分な調査を行うとともに、生息・生育が確認された場合は、適切な保護・保全措置を講ずること。
県庁 教育委員会 事務局 生涯学習 文化財課	文化財保護法	当該事業地には、「岩手県遺跡台帳」に記載されている周知の埋蔵文化財包蔵地はありません。ただし、事業中に遺跡を発見した場合は、直ちに地元一関市教育委員会に連絡し、その指導を受けてください。
県南広域 振興局 農政部	農地法	事業計画地のうち、一関市巖美町字上ノ台 137-8、137-9、137-12、153、155 及び一関市巖美町字竹沢 91、98-1 については現況が農地であり、農地法に基づく転用許可の申請手続きが必要。
	農業振興地域整備の整備に関する法律（農振法）	事業計画地は農用地区域外であり、農振法に基づく開発許可の申請手続きは不要。

6 意見照会結果（続き）

県南広域 振興局 土木部 一関土木 センター		特になし。
県南広域 振興局 保健福祉 環境部 一関保健福祉 環境センター	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	開発行為に伴い発生した廃棄物は適正に処理すること。 【参考事項】 土地の造成等に係る伐採で生じた木の枝根は産業廃棄物に該当するため、適正に処理すること。
	岩手県希少動植物の保護に関する法律	行為予定地周辺に希少な昆虫、植物、魚類が確認されているため、影響がないように配慮願いたいこと。
	土壤汚染対策法	一定規模以上（3,000 m ² 以上）の土地の形質変更に該当する場合には、当該土地の形質変更に着手する 30 日前までに、土壤汚染対策法第 4 条第 1 項の規定に基づく届出を提出すること。
	大気汚染防止法	【参考事項】 ばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令別表第一に定めるもの）及び粉じん発生施設（同令別表第二）を設置する場合には、大気汚染防止法第 6 条第 1 項及び同法第 18 条第 1 項の規定に基づく届出が必要となる場合があります。
	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	【参考事項】 条例に定めるばい煙発生施設、粉じん発生施設及び汚水等排水施設を設置する場合には、同条例に基づく届出が必要となる場合があります。
	水質汚濁防止法	【参考事項】 特定施設（水質汚濁防止法施行令別表第一に定めるもの）等を設置する場合には、水質汚濁防止法第 5 条各項に基づく届出が必要となる場合があります。

衛星画像



【 審 議 事 項 】

一関市東山町松川字野平地内の土石の採掘(石灰石の採取)に係る
林地開発許可(変更許可)について

岩手県森林審議会林地保全部会

平成 30 年 9 月 4 日

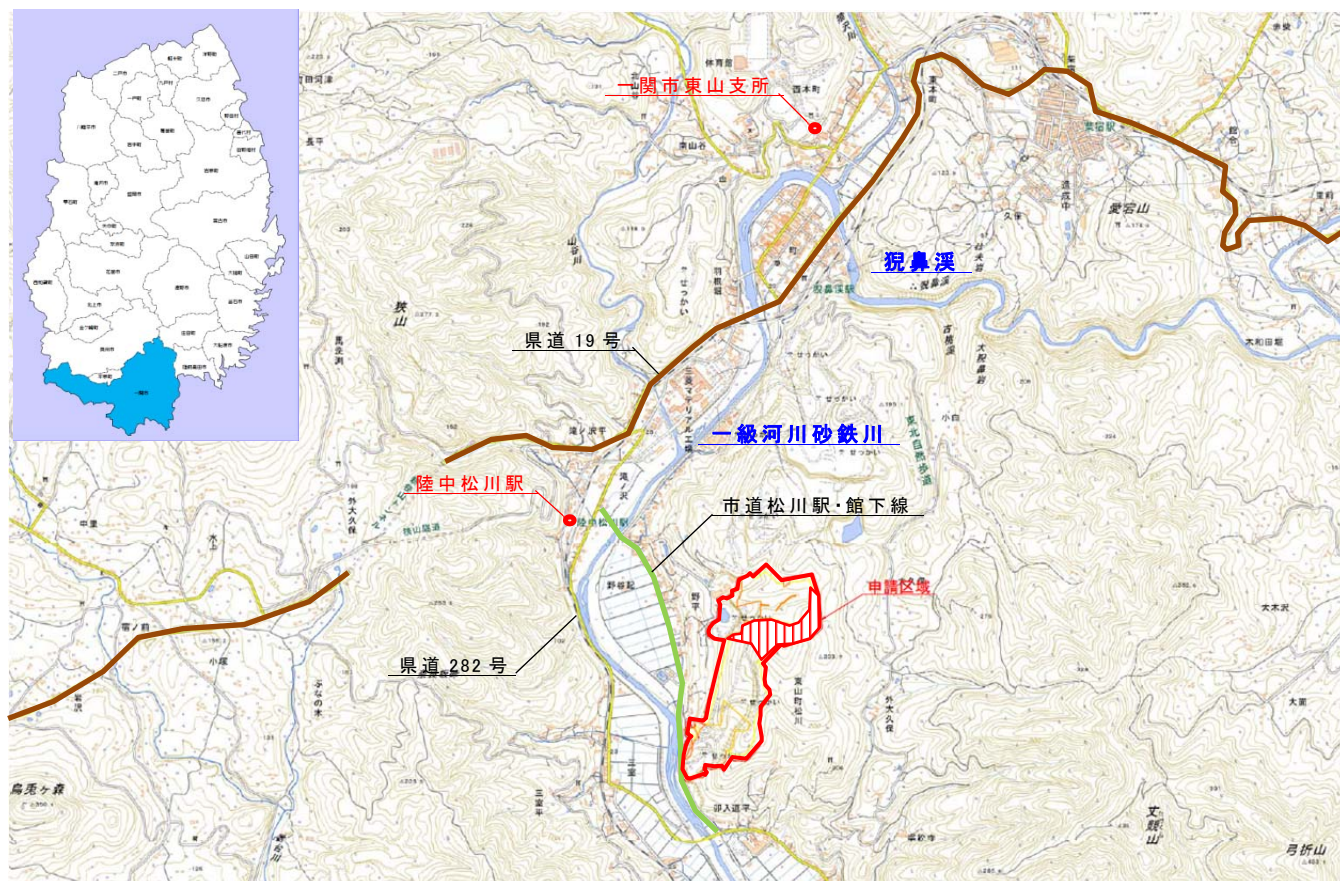
1 申請概要

申請者	住所氏名	宮城県登米市中田町上沼字北桜場 86 番地 和賀仙人鉱山株式会社
申請場所	一関市東山町松川字野平 368 番地 11 ほか 51 筆	
申請の目的	土石の採掘(石灰石の採取)	
計画期間	昭和 55 年 8 月 6 日から平成 58 年 5 月 31 日	
申請面積	23.6772 ヘクタール (事業区域面積 43.9937 ヘクタール)	

2 申請地の状況

位置	JR 陸中松川駅より東南東へ約 1k m 地点に位置する。
標高、傾斜	標高 25~220m、傾斜 25~35 度
周辺の主な施設及び状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発予定地より 300m 西側に市道松川駅・館下線がある。 ・ 開発区域の西側約 200m の範囲内に住居 24 戸及び鉱山事業所の工場が存在。 ・ 開発区域の南西約 300m に東山浄化センターが存在。
周辺の自然・地物の状況	事業区域西側に隣接して一級河川砂鉄川が流れている。
林況	拡大区域の林況は、スギ(34~64 年)、アカマツ(45~94 年)、広葉樹(51~69 年)である。

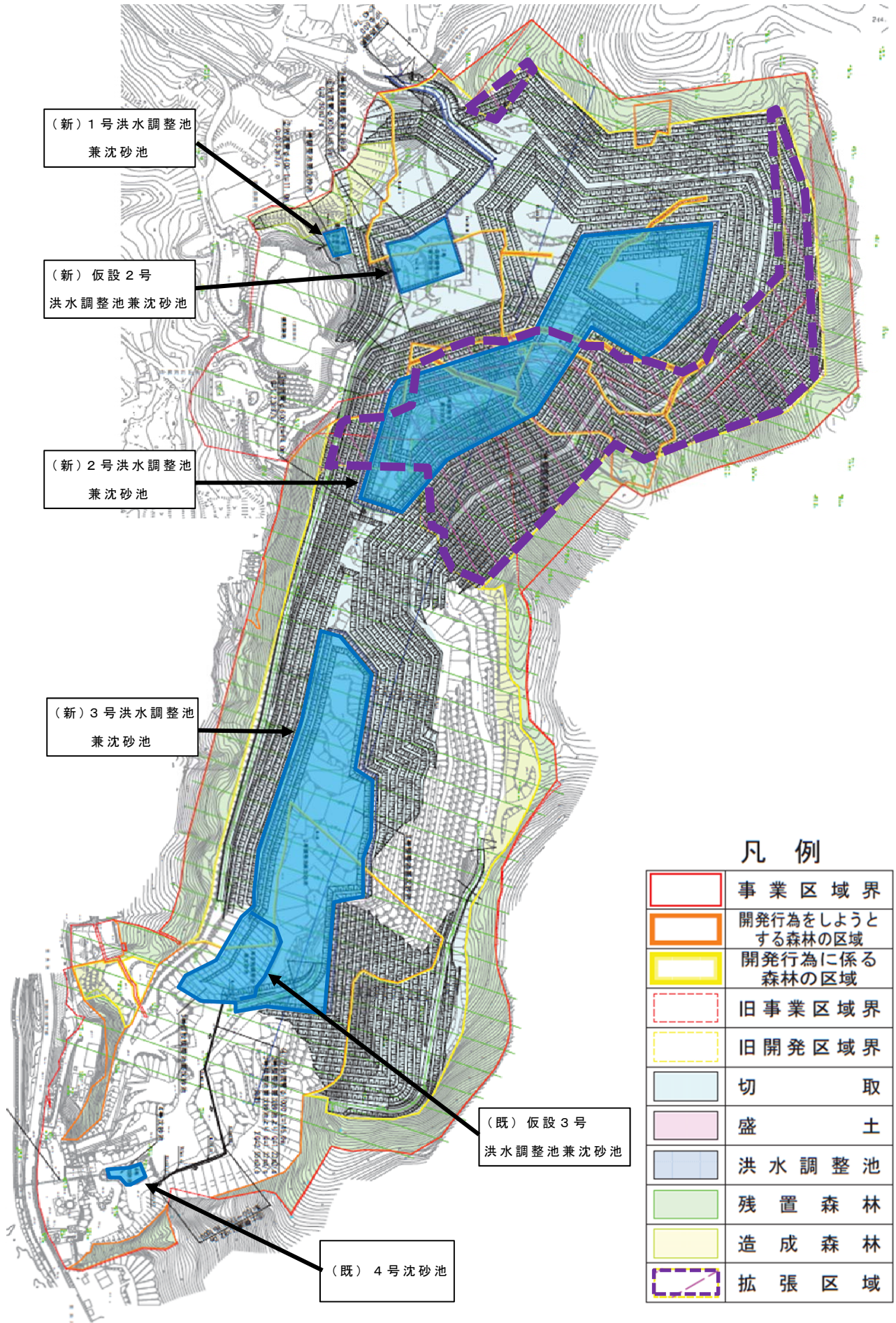
位置図



3 開発行為の概要

事業目的	土石の採掘（石灰石の採取）を行うもの。					
開発面積等	単位：h a					
	区分	事業区域面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5条森林外)
			開発面積	残置面積	計	
	既許可① 東山共同開発 (株)	14.9958	7.3767	2.7304	10.1071	4.8887
	既許可② 和賀仙人鉦山 (株)	23.7774	9.9769	6.0572	16.0341	7.7433
今回変更 (①②合併+ 区域拡大)	5.2205	6.3236	▲1.9827	4.3409	0.8796	
合計	43.9937	23.6772	6.8049	30.4821	13.5116	
※ 変更による林地開発面積－既許可（元となる2つの許可）の開発面積 23.6772ha－（7.3767ha+9.9769ha）＝6.3236haの増						
主な工種	土工	切土（石灰石）15,069千m ³ （H30以降11,234千m ³ ） 切土（表土）290千m ³ （H30以降151千m ³ ）				
	排水施設工	ヒューム管310m、土側溝82m				
	防災施設工	洪水調整池兼沈砂池（3基）、既設沈砂池（1基） 仮設洪水調整池兼沈砂地（2基）				

利用計画図



(新) 1号洪水調整池
兼沈砂池

(新) 仮設2号
洪水調整池兼沈砂池

(新) 2号洪水調整池
兼沈砂池

(新) 3号洪水調整池
兼沈砂池

(既) 仮設3号
洪水調整池兼沈砂池

(既) 4号沈砂池

凡例

	事業区域界
	開発行為をしようとする森林の区域
	開発行為に係る森林の区域
	旧事業区域界
	旧開発区域界
	切取
	盛土
	洪水調整池
	残置森林
	造成森林
	拡張区域

4 開発計画及び審査結果

審査基準	許可基準	開発計画	結果
(1) 災害の 防止	【土工（切土・盛土）の安定】 1 切土（採石法の基準に準拠） (1)勾配：平均勾配が60度以下(1:0.6以上)であること。 (2)小段：高さ20m毎に水平巾2.0m以上の小段を設置すること。	切土勾配（硬岩）1:1:0.8(平均) 高さ10m毎に幅3.0mの小段を設置 切土勾配（土砂等）1:1.0 高さ5m毎に幅1.5mの小段を設置	○
	2 盛土 (1)勾配：盛土高が1.5mを超える場合には、原則として勾配が35度以下(1:1.4以上)であること。 (2)小段：原則として5m毎に幅1.0m以上の小段を設置すること。	盛土勾配1:1.5 高さ5m毎に幅1.5mの小段を設置	○
	3 法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講じること。	切土法面（土砂等）へは種子吹付による法面保護を行う。小段に客土し、アカマツ、クリ、コナラ等を2.0m間隔で植栽する。	○
	【排水施設】 10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力	排水施設の全てについて、10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力を有する構造	○
	【流出土砂貯留施設】 開発地から流出する土砂の1.2倍以上の貯留能力	洪水調整池兼沈砂池及び沈砂池6基の全てについて、流出する土砂の1.2倍以上の土砂貯留能力を有する構造	○
(2) 水害の 防止	【洪水調整池】 30年確率で想定される洪水流量を超える貯留能力	洪水調整池兼沈砂池5基（内仮設2基）について、「必要調整容量<設置容量」となる貯留能力を有する構造	○
(3) 水の確保	【流出土砂貯留施設】 流水中の土砂を沈殿・堆積させたくて、上澄みのみを流下させるため、有効水深1.0m以上を確保	洪水調整池兼沈砂池及び沈砂池6基の全てについて、有効水深1.0mを確保する構造	○
(4) 環境の保全	【残置森林または造成森林】 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林または造成森林を配置 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽し、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・開発地の周辺に30m幅の残置森林及び造成森林を配置 ・最終残壁となった箇所から随時、小段等平坦部に客土の上、アカマツ、クリ、コナラ等を2.0m間隔で植栽し、早期に森林へと復旧する計画 	○
(5) 一般的 事項	【開発に係る権利の取得状況】 土地所有者の同意を得ていること。 （所有権、地上権、賃借権、抵当権等）	自社所有ほか、土地所有者から同意書を取得済み。	○
	【資金計画】 資金の調達方法等	今期の事業費は486,000千円を見込んでおり、自己資金及び事業の売り上げにより賄う計画となっている。	○
	【残置森林等維持管理協定】 市町村長と協定を締結していること。	一関市と環境保全協定書を締結済み。（残置森林等の維持管理についても条文に含まれている。）	○
	【直接影響を受けるものと見込まれる者の同意等】 水利権、排水施設管理者、自治会等の同意	水利権、漁業権設定なし。一関市、砂鉄川管理者、隣接地所有者の同意書を取得済み。市道の占用許可済み。	○

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。また、申請者には異常気象時における当該林地開発行為に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じるよう申し述べ、了解されているもの。

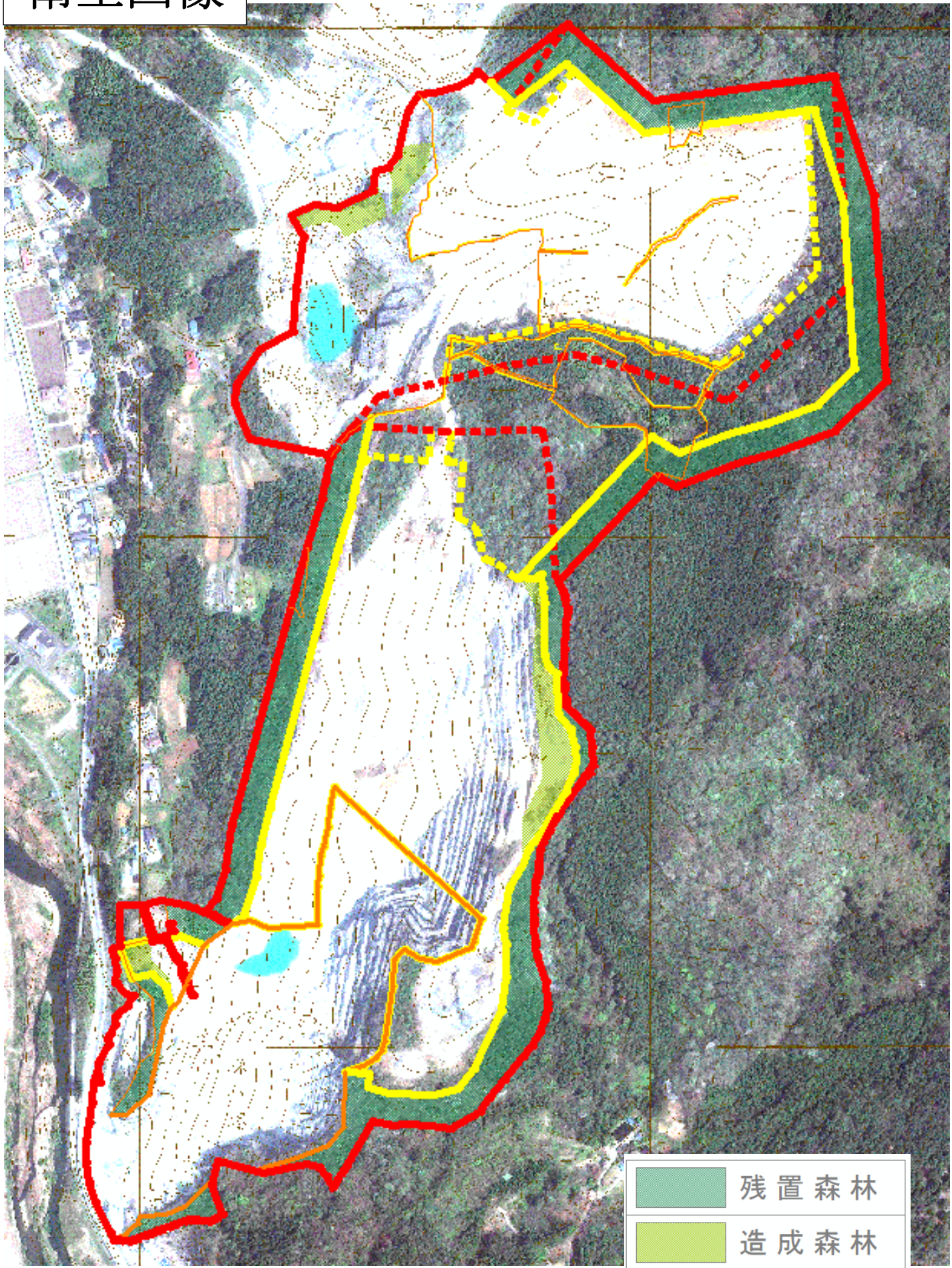
5 意見照会結果

意見照会先	開発規制法等	意見
一関市長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	該当なし。
	開発協定等との関連	該当なし。
	市町村における地域開発構想等との関連	該当なし。
	地域住民の意向との関連	該当なし。
	その他	<p>1 工事中に遺物・遺構が発見された場合には、遺跡発見届の提出と市教育委員会（文化財課）との協議が必要です。</p> <p>2 騒音規制区域となっている部分がありますので、対象施設がある場合は鉱業法、県条例に規定する届出を行うこと。</p>
環境保全課	国土利用計画法	<p>意見なし。</p> <p>【参考事項】 一定規模以上の土地に関する権利について、対価の授受を伴う移転又は設定を行う場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要となります。（届出窓口は、一関市建設部都市整備課です。）</p> <p>届出が必要な面積は、以下のとおりとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域：2,000 m² ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000 m²以上 ・その他の区域：10,000 m²以上
県庁 自然保護課	<p>自然公園法</p> <p>自然環境保全法</p> <p>岩手県自然環境保全条例</p> <p>鳥獣保護管理法</p> <p>県立自然公園条例</p>	<p>特になし。</p> <p>【参考事項】</p> <p>○岩手県自然環境保全指針 開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がCと評価されているので、事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮すること。</p> <p>○岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 開発予定地内に希少野生動植物が生息・生育している可能性があることから、十分な調査を行うとともに、生息・生育が確認された場合は、適切な保護・保全措置を講ずること。</p>
県庁 教育委員会 事務局 生涯学習 文化財課	文化財保護法	<p>当該事業地には、「岩手県遺跡台帳」に記載されている周知の埋蔵文化財包蔵地はありません。ただし、事業中に遺跡を発見した場合は、直ちに地元一関市教育委員会に連絡し、その指導を受けてください。</p>
県南広域 振興局 農政部	農地法	<p>事業計画地のうち、一関市東山町松川字野平 247-1 については現況が農地であり、農地法に基づく転用許可の申請手続きが必要。</p>
	農業振興地域整備の整備に関する法律（農振法）	<p>事業計画地は農用地区域外であり、農振法に基づく開発許可の申請手続きは不要。</p>
県南広域 振興局 土木部 千厩土木 センター	道路法	特になし。

5 意見照会結果（続き）

県南広域 振興局 保健福祉 環境部 一関保健福祉 環境センター	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	開発行為に伴い発生した廃棄物は適正に処理すること。 【参考事項】 土地の造成等に係る伐採で生じた木の枝根は産業廃棄物に該当するため、適正に処理すること。
	岩手県希少動植物の保護に関する法律	行為予定地周辺に希少な昆虫、両生類、魚類、植物、鳥類が確認されているため、影響がないように配慮願いたいこと。
	土壌汚染対策法	一定規模以上（3,000 m ² 以上）の土地の形質変更に該当する場合には、当該土地の形質変更に着手する 30 日前までに、土壌汚染対策法第 4 条第 1 項の規定に基づく届出を提出すること。
	採石法	【参考事項】 採石法に基づき、採取認可もしくは採取変更認可を要する場合がありますので、事前に県南広域振興局保健福祉環境部と協議の上、実施してください。
	大気汚染防止法	【参考事項】 ばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令別表第一に定めるもの）及び粉じん発生施設（同令別表第二）を設置する場合には、大気汚染防止法第 6 条第 1 項及び同法第 18 条第 1 項の規定に基づく届出が必要となる場合があります。
	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	【参考事項】 条例に定めるばい煙発生施設、粉じん発生施設及び汚水等排水施設を設置する場合には、同条例に基づく届出が必要となる場合があります。
	水質汚濁防止法	【参考事項】 特定施設（水質汚濁防止法施行令別表第一に定めるもの）等を設置する場合には、水質汚濁防止法第 5 条各項に基づく届出が必要となる場合があります。

衛星画像



【 審 議 事 項 】

上閉伊郡大槌町吉里吉里第8地割字宮ヶ洞地内の土石の採掘に係る
林地開発許可(変更許可)について

岩手県森林審議会林地保全部会

平成30年9月4日

1 申請概要

申請者	住所氏名	上閉伊郡大槌町吉里吉里第8地割39番地1 有限会社 富士鉱業所
申請場所	上閉伊郡大槌町吉里吉里第8地割字宮ケ洞39番1 ほか7筆	
申請の目的	土石の採掘	
計画期間	平成18年10月12日から平成40年9月	
申請面積	21.3338ヘクタール（事業区域面積 27.4346ヘクタール）	

2 申請地の状況

位置	大槌町役場より北北東方向に約3.5kmに位置
標高、傾斜	標高 50m～243m、傾斜 21～35度
周辺の主な施設及び状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の東側に町道不動滝線が接しており、東に約1kmで国道45号に合流する。 ・事業区域の東側の準用河川浪板川上に砂防堰堤がある。
周辺の自然・地物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の東側に準用河川浪板川がある。 ・事業区域は森林地帯に囲まれている。
林況	拡大区域の林況は、スギ(36～52年)、アカマツ(40～56年)、広葉樹(47年)である。

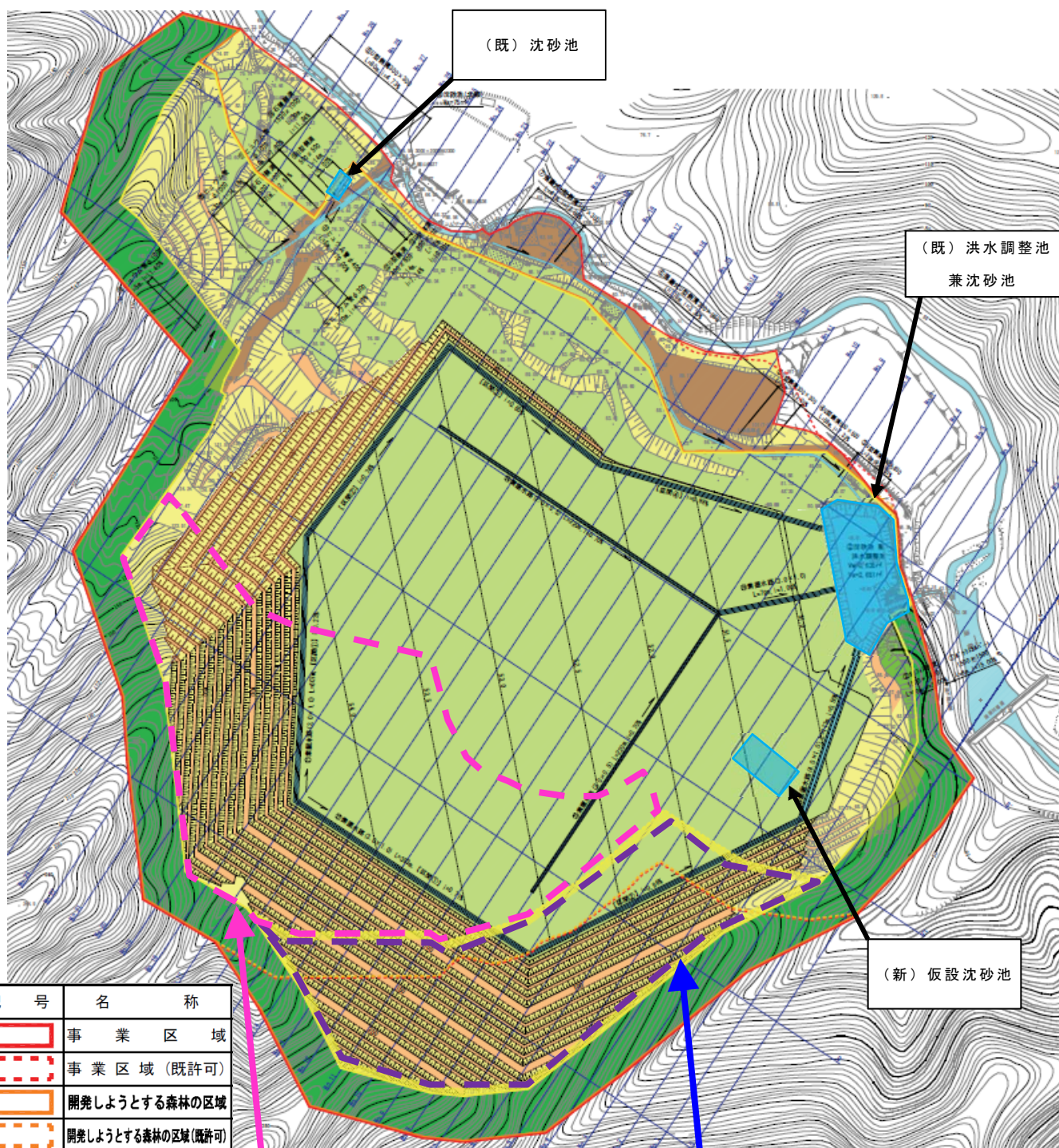
位置図



3 開発行為の概要

事業目的		土石の採掘を行うもの				
開発面積等	単位：h a					
	区分	事業区域面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5条森林外)
			開発面積	残置面積	計	
	H8 審議会時点	22.9872	13.3731	7.0654	20.4385	2.5487
	既許可 (H26 時点)	24.1679	18.3702	4.0349	22.4051	1.7628
	今回変更	3.2667	2.9636	0.3522	3.3158	▲0.0491
合計	27.4346	21.3338	4.3871	25.7209	1.7137	
		※ H26 時点林地開発面積－平成 8 年度森林審議会林地保全部会の開発面積 ＝18.3702ha－13.3731ha ＝4.9971ha の増 ※ 変更による林地開発面積－平成 8 年度森林審議会林地保全部会の開発面積 ＝21.3338ha－13.3731ha ＝7.9607ha の増				
主な工種	土工	切土（岩石）10,141 千 m ³ （H30 以降 4,663 千 m ³ ） 切土（表土）816 千 m ³ （H30 以降 108 千 m ³ ） 盛土 1,907 千 m ³ （H30 以降 1,663 千 m ³ ）				
	排水施設工	ボックスカルバート 16m、U型溝 451m、ヒューム管 60m 土側溝 1626m ほか				
	防災施設工	既設洪水調整池兼沈砂池（1 基）、既設沈砂池（1 基） 仮設沈砂地（1 基）				

利用計画図



記号	名称
	事業区域
	事業区域(既許可)
	開発しようとする森林の区域
	開発しようとする森林の区域(既許可)
	開発行為に係る森林の区域
	開発行為に係る森林の区域(既許可)
	〃 (拡大)
	残置森林(16年生以上)
	残置森林(若齢林)
	緑地
	平場
	拡張区域

前回(H8)審議会からの変更(拡大)部分

今回変更(拡大)部分

4 開発計画及び審査結果

審査基準	許可基準	開発計画	結果
(1) 災害の 防止	【土工（切土・盛土）の安定】 1 切土（採石法の基準に準拠） (1)勾配：平均勾配が60度以下(1:0.6以上)であること。 (2)小段：高さ20m毎に水平巾2.0m以上の小段を設置すること。	切土勾配（硬岩）1:1:0.6（平均） 切土勾配（土砂等）1:1.2 高さ10m毎に幅2.0mの小段を設置	○
	2 盛土 (1)勾配：盛土高が1.5mを超える場合には、原則として勾配が35度以下(1:1.4以上)であること。 (2)小段：原則として5m毎に幅1.0m以上の小段を設置すること。	盛土勾配1:1.5 盛土高5m以下（小段なし）	○
	3 法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講じること。	切土法面（土砂等）へは種子吹付による法面保護を行う。小段に客土し、アカマツを2.2m間隔で植栽する。	○
	【排水施設】 10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力	排水施設の全てについて、10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力を有する構造	○
	【流出土砂貯留施設】 開発地から流出する土砂の1.2倍以上の貯留能力	洪水調整池兼沈砂池及び沈砂池3基の全てについて、流出する土砂の1.2倍以上の土砂貯留能力を有する構造	○
(2) 水害の 防止	【洪水調整池】 30年確率で想定される洪水流量を超える貯留能力	洪水調整池兼沈砂池1基について、「必要調整容量<設置容量」となる貯留能力を有する構造	○
(3) 水の確保	【流出土砂貯留施設】 流水中の土砂を沈殿・堆積させたくえで、上澄みのみを流下させるため、有効水深1.0m以上を確保	洪水調整池兼沈砂池及び沈砂池3基の全てについて、有効水深1.0mを確保する構造	○
(4) 環境の保全	【残置森林または造成森林】 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林または造成森林を配置 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽し、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・開発地の周辺に30m幅の残置森林を配置 ・最終残壁となった箇所から随時、小段等平坦部に客土の上、アカマツを2.2m間隔で植栽し、早期に森林へと復旧する計画 	○
(5) 一般的 事項	【開発に係る権利の取得状況】 土地所有者の同意を得ていること。 （所有権、地上権、賃借権、抵当権等）	自社所有ほか、土地所有者と賃貸借契約等を締結済。	○
	【資金計画】 資金の調達方法等	今期の事業費は5,120,760千円を見込んでおり、自己資金及び事業の売り上げにより賄う計画となっている。	○
	【残置森林等維持管理協定】 市町村長と協定を締結していること。	大槌町と公害防止協定書を締結済。 （残置森林等の維持管理についても条文に含まれている。）	○
	【直接影響を受けるものと見込まれる者の同意等】 水利権、排水施設管理者、自治会等の同意	水利権、漁業権設定なし。浪板川管理者、隣接地所有者の同意書を取得済み。砂防指定地内の行為許可済み。	○

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。また、申請者には異常気象時における当該林地開発行為に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じるよう申し述べ、了解されているもの。

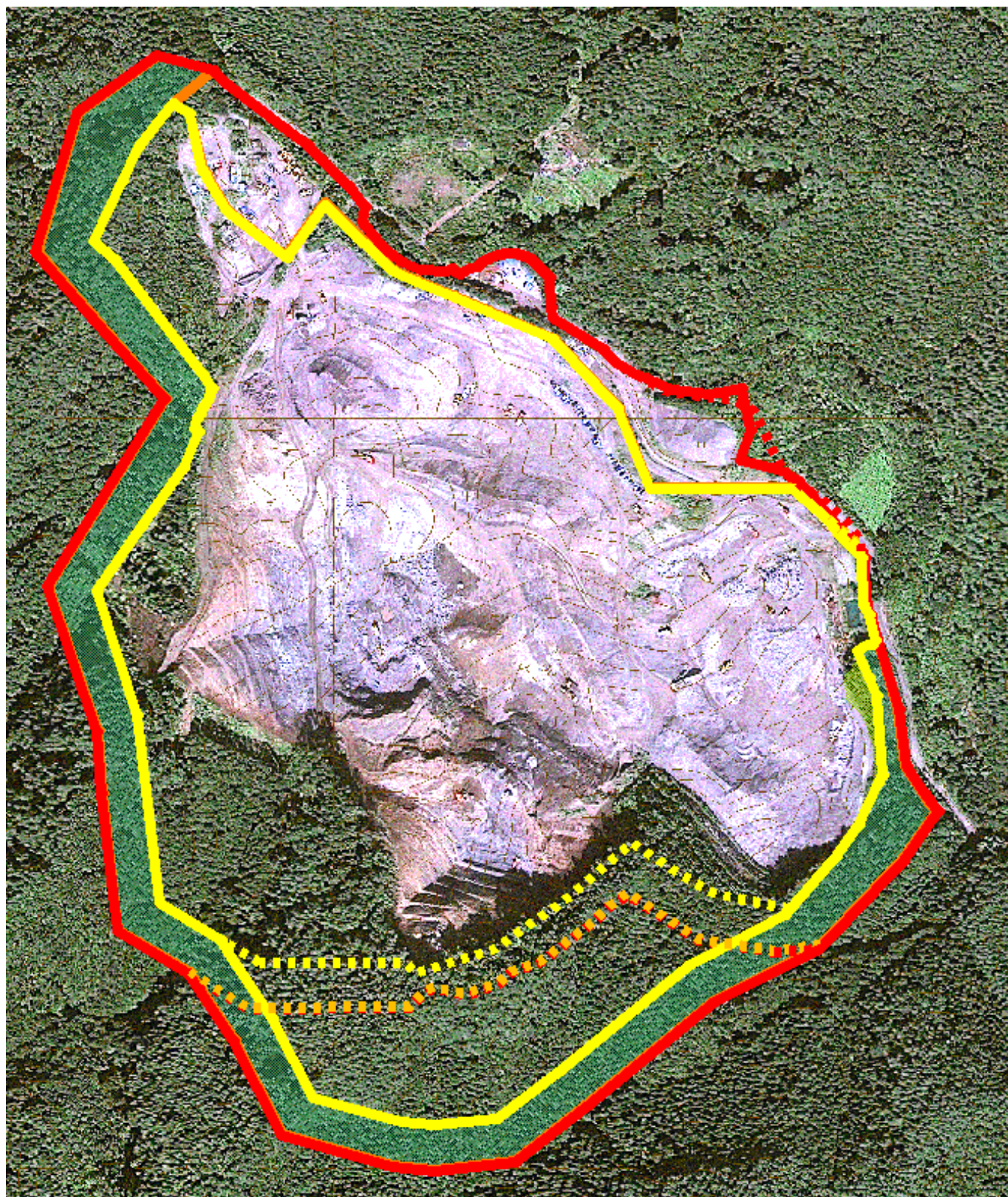
5 意見照会結果

意見照会先	開発規制法等	意見
大槌町長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	該当なし。
	開発協定等との関連	該当なし。
	市町村における地域開発構想等との関連	該当なし。
	地域住民の意向との関連	該当なし。
	その他	異議なし。
環境保全課	国土利用計画法	<p>意見なし。</p> <p>【参考事項】</p> <p>一定規模以上の土地に関する権利について、対価の授受を伴う移転又は設定を行う場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要となります。（届出窓口は、大槌町復興局復興推進課です。）</p> <p>届出が必要な面積は、以下のとおりとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域：2,000 m² ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000 m²以上 ・その他の区域：10,000 m²以上
県庁 自然保護課	自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例	<p>特になし。</p> <p>【参考事項】</p> <p>○岩手県自然環境保全指針 開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がDと評価されているので、事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮すること。</p> <p>○岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 開発予定地内に希少野生動植物が生息・生育している可能性があることから、十分な調査を行うとともに、生息・生育が確認された場合は、適切な保護・保全措置を講ずること。</p>
県庁 教育委員会 事務局 生涯学習 文化財課	文化財保護法	<p>当該事業地には、「岩手県遺跡台帳」に記載されている周知の埋蔵文化財包蔵地はありません。ただし、事業中に遺跡を発見した場合は、直ちに地元大槌町教育委員会に連絡し、その指導を受けてください。</p>
沿岸広域 振興局 農林部		<p>意見なし。</p> <p>【参考事項】</p> <p>県行造林地の一部解約が必要（県行造林宮ヶ洞（2）事業区）</p>
沿岸広域 振興局 土木部		特になし。

5 意見照会結果（続き）

沿岸広域 振興局 保健福祉 環境部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	伐採等によって生じた木くずは適正に処分又は再生利用し、放置や埋め戻しは行わないこと。
	岩手県希少動植物の保護に関する法律	【参考事項】 計画区域内に希少野生動植物が確認されているので、採取を行う際は配慮すること。
	土壤汚染対策法	一定規模以上（3,000 m ² 以上）の土地の形質変更該当するので、当該土地の形質変更に着手する 30 日前までに届出が必要である。
	採石法 砂利採取法	鉱業法による鉱物を採取する事業計画である場合は、採石法及び砂利採取法の対象となる岩石、砂、砂利等ではないことから両法による規制は特になし。なお、採石法及び砂利採取法の対象となる岩石等の採取を行う場合は速やかに協議願いたい。
	大気汚染防止法	一般粉じん発生施設を新たに設置する場合は届出が必要なので速やかに協議願いたい。
	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	粉じん発生施設を新たに設置する場合は届出が必要なので速やかに協議願いたい。
	水質汚濁防止法	特定施設を新たに設置する場合届出が必要なので速やかに協議願いたい。
	自然公園法 自然環境保全法	特になし

衛星画像



	残置森林
	緑地

林地開発許可制度の概要

1 林地開発許可制度の創設について

森林は木材を供給するばかりでなく、土砂崩れや水害などの災害を防いだり、澄んだ水や空気を供給し、また人々に憩いと安らぎの場を提供してくれるなど、さまざまな働きをもっており、私たちの生活にとってなくてはならない重要な役割を果たしております。

一方で、経済社会の発展のためには工場や事業用地、住宅地、公共施設用地などの確保が必要であり、国土の狭いわが国においては、森林を含め適正な土地の利用開発が図られる必要があります。

しかしながら、昭和 30 年代以降の経済の高度成長と都市化の進展に伴い、森林を対象とする開発行為も急激に増加し、各地で開発に起因する土砂流出等による災害や、環境破壊などの問題が多発し大きな社会問題となりました。

森林については、従来から保安林制度等により特に公益的機能の高い森林についてその保全と整備が図られてきましたが、このような一部区域を対象とした規制では、これら諸問題に対し十分対応できないことから、保安林以外の森林についても一定の開発規制を設けることが検討されました。

こうして、森林の適正な保全と秩序ある開発を確保することを目的に、昭和 49 年 10 月 31 日の森林法の一部改正により「林地開発許可制度」が創設され、森林において開発行為をしようとするときは、あらかじめ知事の許可が必要と定められました。

2 林地開発許可制度のあらまし

(1) 許可が必要な区域（森林法第 10 条の 2 第 1 項）

林地開発許可を必要とする区域は、森林法第 5 条により知事が立てる地域森林計画の対象となっている民有林です。ただし、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域は除かれます。

なお、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域内で行う開発行為については、別の手続きが必要です。

(2) 許可が必要な開発行為（森林法第 10 条の 2 第 1 項、同法施行令第 2 条の 3）

林地開発許可を必要とする開発行為は、「土石の採掘、開墾のほか土地の形質を変更する行為」で、以下のものをいいます。

ア 道路だけを作る場合は、幅員 3m を超えかつその面積が 1ha を超えるもの

イ その他の場合は、その面積が 1ha を超えるもの

なお、イのその他の場合を例示すれば、次のような行為があります。

- ① 土石の採掘（砂、砂利、転石の採取を含む。）
- ② 鉱物の採掘
- ③ 宅地の造成
- ④ 土砂捨てその他物件の堆積

⑤ 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築

⑥ 土壌の理学的及び科学的性質を変更する行為、植生に影響を及ぼす行為

(3) 許可の基準（森林法第10条の2第2項）

開発行為が次の4つの要件のいずれにも当てはまらない場合に許可されることとなります。

ア 災害の防止

森林のもつ災害防止のはたらきが開発することによって失われ、周辺の地域に土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

イ 水害の防止

森林の持つ水害防止のはたらきが開発することによって失われ、その機能に依存する地域に水害を発生させるおそれがあること。

ウ 水の確保

森林の持つ水源かん養のはたらきが開発することによって失われ、その機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

エ 環境の保全

森林の持つ環境保全のはたらきが開発することによって失われ、周辺の地域の環境を著しく悪化させるおそれがあること。

(4) 許可制度の適用のない開発行為（森林法第10条の2第1項）

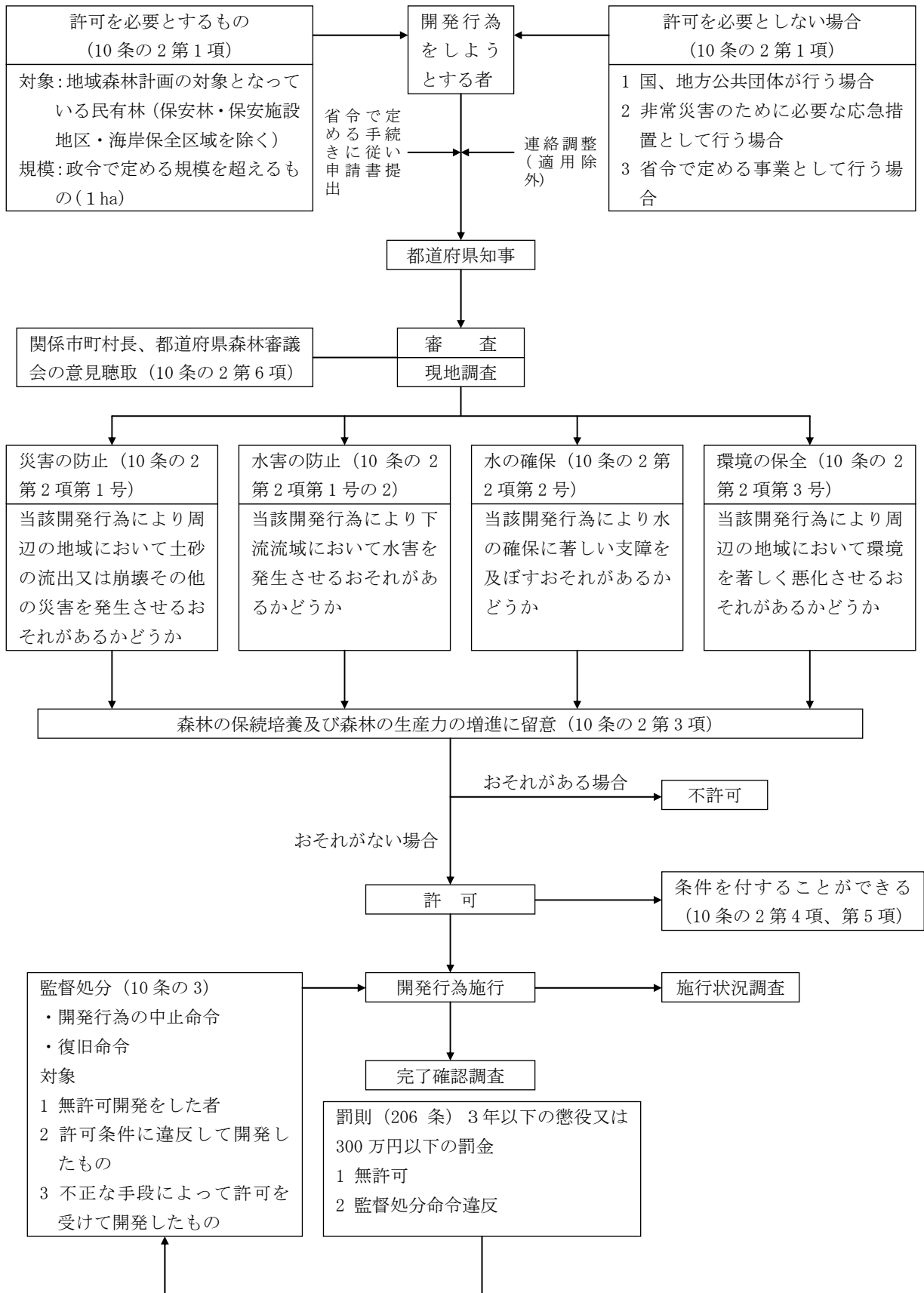
以下のような開発行為の場合は、林地開発許可制度は適用されませんが、ア及びウの場合には本制度の趣旨に沿った開発が行われるよう、あらかじめ知事と連絡調整（協議）を行う必要があります。

ア 国又は地方公共団体が行う場合

イ 火災、風害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合

ウ 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行う場合

【参考 1】 林地開発許可制度の体系図



岩手県森林審議会林地保全部会運営規程

(平成4年8月24日森土第622号)
(平成14年6月12日森第290号)
(平成15年2月24日森第1270号)
(平成16年3月30日森第1618号)
(平成27年2月17日森保第1416号)
(平成30年8月2日森保第559号)

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県森林審議会運営規程（昭和26年10月26日制定）第6条の規定に基づき、林地保全部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、森林審議会所掌事務のうち次のものを分掌する。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2に基づき岩手県知事が行う林地開発許可について、意見を述べること。
- (2) 森林法第26条の2に基づく保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）に関すること。
- (3) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第4項に基づき岩手県知事が行う同項第3号に掲げる行為に係る設備整備計画の同意について、意見を述べること。

(会議)

第3条 部会は、岩手県森林審議会会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長を務める。
- 3 部会長に事故があるときは、部会委員が互選した者が、その職務を代行する。
- 4 会議は、部会委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決する。

(委員以外の者の出席)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第5条 部会長は、部会における審議の結果を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、岩手県農林水産部森林保全課において処理する。

附 則

- この規程は、平成4年8月24日から施行する。
この規程は、平成14年6月12日から施行する。
この規定は、平成15年2月24日から施行する。
この規定は、平成16年3月30日から施行する。
この規定は、平成27年2月17日から施行する。
この規定は、平成30年8月2日から施行する。

岩手県森林審議会林地保全部会の分掌事務

最終改正：平成27年2月17日

- 1 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定に基づき知事が行う10ヘクタール以上の開発行為の許可に関すること。

具体的諮問基準

- ①開発行為に係る森林面積が**10ヘクタール以上**のもの（一体とみなされる開発予定地において、既許可地と申請地の開発行為に係る森林面積の合計が10ヘクタール以上となるものを含む。）
 - ②森林審議会の個別審議を経て許可した林地開発に係る変更で、開発行為に係る森林面積が5ヘクタール以上増加するもの（**森林審議会の個別審議を経た許可以降の変更の累計が5ヘクタール以上**に及ぶものを含む。）
 - ③その他知事が特に必要と認めるもの
- 2 森林法第26条の規定に基づく1ヘクタール以上の保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）に関すること。
 - 3 森林法第26条の規定に基づく1ヘクタール未満の保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）のうち次の各号の1に該当する事項に関すること。
 - ①ゴルフ場、別荘地又はレジャー施設に係るもの
 - ②土石採取に係るもの
 - ③宅地造成に係るもの
 - ④工場又は事業所及びその関連施設に係るもの
 - 4 森林法第26条の規定に基づく保安林の転用に係る解除（国又は県が行うものを除く。）のうち前2、3以外で国土、環境等の保全上特に支障があると認められる事項に関すること。
 - 5 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第4項の規定に基づき知事が行う10ヘクタール以上の開発行為の設備整備計画の同意に関すること。

具体的諮問基準

- ①開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上のもの（一体とみなされる開発予定地において、既同意地と設備整備計画の同意を求められた開発行為に係る森林面積の合計が10ヘクタール以上となるものを含む。）
- ②森林審議会の個別審議を経て同意した設備整備計画に係る変更で、開発行為に係る森林面積が5ヘクタール以上増加するもの（**森林審議会の個別審議を経た許可以降の変更の累計が5ヘクタール以上**に及ぶものを含む。）
- ③その他知事が特に必要と認めるもの